

香南市保育料徴収金基準額表（3号認定）

（令和5年10月1日現在）

階層区分		認定区分（3号認定）	
	区 分	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び養育里親等（※1）の世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯（※2）	7,800円	7,700円
	市町村民税均等割のみ課税世帯	16,600円	16,400円
第3-2	市町村民税所得割課税額	48,600円未満の世帯（※2）	9,000円
		48,600円未満の世帯	19,500円
第4-1	市町村民税所得割課税額	48,600円以上73,000円未満の世帯（※2）	9,000円
		48,600円以上73,000円未満の世帯	23,000円
第4-2	市町村民税所得割課税額	73,000円以上77,101円未満の世帯（※2）	9,000円
		77,101円以上97,000円未満の世帯（※2）	29,000円
		73,000円以上97,000円未満の世帯	29,000円
第5-1	市町村民税所得割課税額	97,000円以上133,000円未満の世帯	37,000円
第5-2	市町村民税所得割課税額	133,000円以上169,000円未満の世帯	40,000円
第6	市町村民税所得割課税額	169,000円以上301,000円未満の世帯	49,000円
第7	市町村民税所得割課税額	301,000円以上の世帯	59,000円

（※1）養育里親等

小規模住居型児童養育事業を行う者、養育里親又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）の長（※2）「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」

- 1 ひとり親世帯等… 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童を扶養している世帯
- 2 在宅障害児（者）のいる世帯 … 次に掲げる児（者）がいる世帯
  - ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- \* 1 同一世帯に複数の就学前の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- \* 2 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満で複数の児童を扶養している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- \* 3 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、複数の児童を扶養し、かつ、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」に該当する場合は、第2子以降の保育料を無料とする。
- \* 4 保育料の算定に用いる市町村民税の額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などは含まない。
- \* 5 保育料は、世帯の市町村民税額の合算で算定し、世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、同居の祖父母等の課税額も合算して保育料を算定する。
- \* 6 月の途中で退園した場合は日割計算とする。また、自己都合で長期に欠席した場合でも利用の有無にかかわらず保育料はかかる。
- \* 7 保育料は、4月1日時点の児童の年齢で区分する。同一年度内は、3歳の誕生日を迎えても保育料は変更にならない。